

北九州市中小事業者一時支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市中小事業者一時支援金（以下、「支援金」という）事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援金の給付は、2021年1月から同年3月までの期間（以下「対象期間」という。）に売上が減少している中堅企業、中小企業その他の法人等（以下「中小法人等」という。）及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）の事業の継続を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小法人 次のイ又はロのいずれかを満たし、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。ただし、組合もしくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次のイ又はロのいずれかを満たす法人をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。

ロ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること。

(2) 個人事業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項各号に該当する中小企業者のうち個人であるものをいう。

(支援金の給付要件)

第4条 支援金の給付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は中小法人等又は個人事業者等であって、次の各号のすべてを満たす者とする。ただし、支援金の給付の申請は一度に限るものとする。（同一の申請者が異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）

(1) 2019年以前から事業を行っている者であって、2021年1月14日から申請日において、北九州市内に事業所又は店舗等を有し、今後も事業を継続する意思があること。

(2) 2021年1月から同年3月のいずれかの月で、事業収入が2019年又は2020年の同月の事業収入と比較して30%以上減少した月が存在すること。

(3) 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる業務委託契約等に基づく事業活動からの収入（業務委託契約等収入）を主たる収入として得ている個人事業者等にあつては、被雇用者又は被扶養者ではないこと。

(4) 次のイからヲのいずれにも該当しないこと。

イ 経済産業省「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「国の一時支援金」という。）」の給付対象となる者

ロ 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金（以下「他の地方公共団体による協力金」という。）の給付対象となる者

ハ 地方公共団体による2021年1月から同年3月の一部又は全部の期間における売上減少を要件とした支援金（以下「他の地方公共団体による支援金」という。）の給付を受けた者

ニ 法人税法（昭和22年法律第28号）別表第1に規定する公共法人

ホ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者

ヘ 政治団体

ト 宗教上の組織若しくは団体

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

リ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- ヌ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - ル 北九州市中小事業者一時支援金給付申請書（様式第1号）の宣誓及び同意の項目について、宣誓及び同意しない者
 - ヲ 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして給付することが適当でないとして市長が認める者
- 2 前項第2号における2019年又は2020年同月の事業収入は、次の各号のいずれかの額を用いることとする。
- (1) 法人事業概況説明書における「月別の売上高等の状況」欄の「売上（収入）金額」の額
 - (2) 所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額
 - (3) 白色申告を行っている場合及び青色申告を行っている場合で前号の記載がない場合、記載の必要がない場合、第7条の特例の場合、若しくは相当の事由で当該書類を提出できない場合は、年間事業収入から計算した月平均の事業収入の額
 - (4) 業務委託契約等収入を得ている場合（前2号に定める額の欄に記載がない場合に限る）、確定申告書第一表の「収入金額等」の「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額（ただし事業活動以外からの収入は差し引く）から計算した月平均の額
 - (5) その他市長が適当と認める額

（支援金の額等）

第5条 支援金の給付額は、次の各号により算定する。

- 1 申請者が緊急事態宣言の発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請の対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより売上が減少した場合は、次のイからハのいずれかにより算定する。
 - イ 申請者が中小法人等の場合には、支援金の給付額は15万円を超えない範囲で、2019年又は2020年の1月から3月まで（以下「基準期間」という。）の事業収入から2021年1月から3月の中から任意に特定して申告するひと月（以下「対象月」という。）の事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額とする。
 - ロ 申請者が個人事業者等の場合には、支援金の給付額は10万円を超えない範囲で、基準期間の事業収入から対象月の事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額とする。
 - ハ 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合には、支援金の給付額は10万円を超えない範囲で、基準年の年間業務委託契約等収入を4で除して得た額から、対象月の事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額とする。
- 2 申請者が第1項以外の影響により、売上が減少した場合は、次のイからハのいずれかにより算定する。
 - イ 中小法人等の場合には、支援金の給付額は10万円を超えない範囲で、基準期間の事業収入から対象月の事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額とする。
 - ロ 申請者が個人事業者等の場合には、支援金の給付額は5万円を超えない範囲で、基準期間の事業収入から対象月の事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額とする。
 - ハ 申請者が主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合には、支援金の給付額は5万円を超えない範囲で、基準年の年間業務委託契約等収入を4で除して得た額から、対象月の事業収入に3を乗じて得た額を差し引いた額とする。
- 3 申請者が前項に該当する場合のうち、対象月の事業収入が基準期間の同月の事業収入と比較して50%以上減少している場合は、前項の上限額に5万円を加算し算定するものとする。

（給付申請）

第6条 申請者は、2021年6月18日（消印有効）までに、市長に対し北九州市中小事業者一時支援金給付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 2019年1月から3月及び2020年1月から3月までをその期間内に含む全ての事業年度分の確定申告書（の写し）
- (2) 対象期間の月毎の事業収入が確認できる書類（の写し）
- (3) 中小法人等においては、履歴事項全部証明書及び役員名簿（様式第2号）。個人事業者等においては、運転免許証の写し等の本人確認ができる書類（の写し）
- (4) 北九州市内で事業所又は店舗等を運営していることが確認できる書類（の写し）

- (5) 事業収入を得ておらず、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等においては、業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書（様式第3号）
 - (6) 取引情報一覧表（様式第4号）及び取引を確認できる書類
 - (7) 振込を希望する口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）を確認できる通帳のページの写し
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める書類の一部について、相当な事由により添付ができないと市長が認める場合は、その添付を省略することができる。

（新規開業等の特例）

第7条 2019年1月から2020年12月までの間に開業した事業者、及び月毎の売上の変動が大きい事業者等第4条に定める給付要件では申請が難しい事業者向けの特例は別に定める。

（給付決定及び支援金の支払い）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、支援金の給付の可否及び支援金の額を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金を給付すべきものと決定した場合には、申請者に対し、支援金給付決定通知書（様式第5号）により通知し、あわせて支援金を支払うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により支援金を給付すべきでないものと決定した場合には、申請者に対し、支援金不給付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（報告）

第9条 支援金の申請後に、国の一時支援金、他の地方公共団体による協力金又は他の地方公共団体による支援金の給付を受けることとなった者は、支援金等受給報告書（様式第7号）により、速やかに市長へ報告しなければならない。

（検査等）

第10条 市長は、支援金給付の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、支援金の申請者に対して報告若しくは関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類等を検査することができる。

（給付決定の取消し及び返還命令）

第11条 市長は、申請者が支援金申請後に国の一時支援金、他の地方公共団体による協力金又は他の地方公共団体による支援金の給付を受けた場合、又は申請者が偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたことが認められた場合は、当該支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の場合には、市長は支援金の給付決定を取り消すべき申請者に対し、支援金給付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により支援金の給付決定を取り消すべき申請者に対し、既に支援金が給付されているときは、市長は、当該支援金の給付を受けた事業者に対し、支援金給付決定取消通知書兼返還命令書（様式第9号）により当該支援金の給付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該支援金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の場合においては、市長は支援金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。
- 5 第9条の規定に基づく報告により支援金の返還を命ずる者に対しては、前項の規定は適用しないものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、別に産業経済局長が定める。

付 則

この要綱は令和3年3月25日から施行する。